

食品安全委員会専門調査会運営規程の一部改正について（案）

1. 趣旨

(1) ワーキンググループの設置について

食品安全委員会において、既存の専門調査会の範囲を超えた特定分野に関する審議を行う場合には、必要に応じて、専門調査会の下に「ワーキンググループ」を設置し、当該分野に高い専門性を有する科学者による審議を行ってきた。

他方、審議内容における専門性・複雑性がますます高まる中、より適切かつ迅速な評価を実現するためには、ワーキンググループにおける審議結果を最大限重視することが必要である。そのため、今後、ワーキンググループについては、原則として食品安全委員会の直下に設置することとし、専門調査会と同等の位置づけとする。

これに伴い、「食品安全委員会専門調査会運営規程」にワーキンググループに関する規定を置き、その位置づけを明確化することとする。

(2) 専門委員の任期について

食品安全委員会専門委員の任期については、「専門調査会及び専門委員の任免に係る今後の取扱いについて」（平成17年6月30日食品安全委員会決定）に基づき、原則2年としているところであるが、当該決定は平成17年の専門委員改選に関連するものであるため、一般的な根拠規程として捉え難いという問題点がある。

このため、専門調査会に関する基本的規程である「食品安全委員会専門調査会運営規程」を一部改正し、専門委員の任期を規定することとする。

(3) 化学物質・汚染物質専門調査会の名称及び所掌事務について

化学物質・汚染物質専門調査会の業務をその名称に正確に反映させるため、「化学物質・汚染物質専門調査会」の名称を「汚染物質等専門調査会」に改めるとともに、所掌事務の規定ぶりの適正化を図る。

2. 改正内容

別紙新旧対照表のとおり。

3. 施行日

平成27年10月1日から施行する。

改 正 案	現 行
食品安全委員会専門調査会等運営規程 （総則） 第1条 食品安全委員会（以下「委員会」という。）の専門調査会及びワーキンググループの設置、会議、議事録の作成、<u>専門委員の任期</u>等については、この規程の定めるところによる。 第2条～第4条 （略） <u>（専門委員の任期）</u> 第5条 <u>専門委員の任期は、2年とする。</u> <u>2 任期途中に専門委員が辞任し、その補欠として新たに専門委員が任命された場合、当該専門委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u> <u>3 専門委員は、再任されることができる。</u> <u>（ワーキンググループ）</u> 第6条 <u>委員長は、特定の分野について集中的に審議を行う必要があると認めるときは、委員会に諮って委員会にワーキンググループを置くことができる。</u> <u>2 委員長は、特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、委員会に諮って専門調査会にワーキンググループを置くことができる。</u>	食品安全委員会専門調査会運営規程 （総則） 第1条 食品安全委員会（以下「委員会」という。）の専門調査会の設置、会議、議事録の作成等については、この規程の定めるところによる。 第2条～第4条 （略） （新設） （新設）

3 ワーキンググループの運営については、第2条第2項から第5項まで及び第3条から前条までの規定を準用する。

第7条 (略)

別表

(略)	(略)
<u>汚染物質等専門調査会</u>	<u>汚染物質その他他の専門調査会の所掌に属さない物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。</u>
(略)	(略)

第5条 (略)

別表

(略)	(略)
<u>化学物質・汚染物質専門調査会</u>	<u>化学物質（他の専門調査会の所掌に属するものを除く）及び汚染物質の食品健康影響評価に関する事項について調査審議すること。</u>
(略)	(略)

附 則 この改正は、平成27年10月1日から施行する。